

年末調整の書類が未提出です

ご確認のお願い

様

日付

担当

年末調整の書類について、提出期限（2026年11月20日）を過ぎておりますが、まだ確認ができておりません。

未提出のままですと、生命保険料控除や扶養控除などが年末調整に反映されず、ご本人が本来受けられる還付を受けられない場合があります（その場合は、ご自身で確定申告をしていただくことになります）。

下記の期限までにご提出をお願いいたします。ご事情がある場合や、書類が見当たらない場合は、遠慮なく担当までご一報ください。

記

未提出・記入漏れの内容（該当箇所にチェック）

- ☐ 扶養控除等（異動）申告書が未提出
- ☐ 基礎控除・配偶者控除等・所得金額調整控除等の申告書が未提出
- ☐ 保険料控除申告書は提出済みだが、控除証明書の添付がない
- ☐ 配偶者・扶養親族の所得の見積額が未記入
- ☐ 前職の源泉徴収票が未提出
- ☐ 押印・記名など、記入漏れがある

再提出の期限

提出先

以上